

工事請負契約締結について

工事請負に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 工 事 名 (熊本地震関連) 必由館高等学校体育館新築復旧その他工事
- 2 請 負 金 額 1,072,224,000円
- 3 契約の相手方 坂口・富坂特定建設工事共同企業体
代表者 熊本市中央区水前寺公園28番43-501号
坂口建設 株式会社
代表取締役 坂口 秀樹

熊本市中央区新大江2丁目2番21号
株式会社 富坂建設
代表取締役 富田 潤一

(提出理由)

工事請負契約締結について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第16号)第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。